

## いじめ防止基本方針

令和7年4月3日改訂  
朝来市立糸井小学校

### 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係で済む児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 学校におけるいじめ防止の対策のための校内組織

#### (1) いじめ防止対策推進委員会

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策推進委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。

#### (2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### 3 いじめの未然防止の取組

#### (1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践
- ・兵庫型教科担任制度を取り入れた少人数指導の実施
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）

- (2) 学習規律の徹底
  - ・正しい姿勢
  - ・発表の仕方、聞き方
- (3) 学級集団づくり
  - ・話し合い活動、学級会活動の充実
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
  - ・豊かな体験活動の設定
  - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 児童会活動の充実
  - ・縦割り班活動の充実
  - ・学校行事の主体的な運営
  - ・委員会活動の充実
- (6) 人権学習、道徳教育の推進
  - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
  - ・児童の自己肯定感を高める
  - ・人権尊重の精神や思いやりの心を育てる

#### 4 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。

併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
  - ・児童、保護者、学校との信頼関係の構築
  - ・保護者に対して迅速かつ誠実な対応
  - ・住民課、健康福祉課、教育委員会、中学校などの関係諸機関との連携
- (2) 朝・帰りの会や授業中などの観察
  - ・日常的な児童の観察（声、表情）
  - ・健康観察、保健室等での様子
- (3) 生活アンケートの実施
  - ・毎月1回、生活アンケート実施
  - ・5月、生活習慣アンケートを実施（2～6年）
  - ・9月、生活習慣アンケートを実施（1年）

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策推進委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、朝来市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6 重大事態への対処

重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、朝来市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。